

令和5年度

部活動運営方針及び部活動計画



## 1 部活動に関する基本的な考え

- (1) 部活動は、教育課程外の活動であり、自主的・自発的な参加による活動であり、参加費や旅費等については本来受益者負担が原則であることを踏まえ、生徒会・PTA・後援会・振興会等から部活動に係る費用を充当する場合、部活動に加入していない生徒とその保護者に対し、入会前に十分に説明し理解を得るとともに、配慮した取り扱いとなるよう仕組み等を見直す。
- (2) 部活動は、異年齢との交流の中で生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動をとおして自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は高い。
- (3) 部活動は、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。
- (4) 部活動または学校を通して、地域ボランティアなどの地域での活動を含めて、様々な活動を同時に

経験させる。

(5) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、適切な部活動の運営を図っていく。

(6) 学校は、本市教育委員会が定める「部活動運営の方針」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

(7) 学校は、PTA総会や新入生説明会、ホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 学校は、部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、部活動顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していくこととする。

(2) 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(注1)、事故防止(注2)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(注1)：事前・事後及び活動中の健康観察による健康状態の把握やスポーツ障害・外傷の予防及びバランスのとれた学校生活への配慮などを含む。

(注2)：活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策、熱中症・異常高温、光化学スモッグ等による健康被害への防止対策などを含む。

(3) 部顧問は、科学的な見地にに基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

また、生徒が生涯にわたって文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト(燃え尽き症候群)することなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(4) 部顧問は、日頃の指導において生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習において短時間に「誰が・何を・いつ・どこで・なぜ(どのような目的で)・どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導が実現できるよう努める。

## 3 安全対策への取り組み

(1) 校長及び部顧問は、部活動における生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(2) 台風・竜巻・雷雨・豪雨など自然災害の発生が予想される場合や「暑さ指数(注3)」「光化学スモッグ注意報(注4)」が発せられた場合には、臨時に校舎内への避難指示・休部等の措置を行い、生徒の安全を確保する。また、下校時においては保護者・地域と連携し生徒の安全な下校に努める。

(3) 不審者等の情報への対応については、日頃から生徒への十分な指導を継続し、迅速に対処するとともに、保護者・地域と連携しながら下校時刻を待たず生徒の安全な下校に努める。

(注3)：暑さ指数(WBGT)が31°C以上の場合は原則、屋内外の活動は行わない。気象庁ホームページ

を参照のこと。

(注4)：光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントの濃度は各自治体（都道府県）等で測定しており、各自治体では光化学オキシダント濃度の状況により「光化学スモッグ注意報」等を発令している。「光化学スモッグ注意報」等の発令状況は、各自治体のホームページの他、環境省の「大気汚染物質広域監視システム（愛称そらまめ君）」を参照のこと。

#### 4 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

- (1) 活動計画作成に当たっては、限られた時間の中で効果を上げるべく、活動するタイムマネジメントの観点、授業を中心とした学校生活と家庭でのバランスを保つ観点、さらに、教員の長時間労働の縮減に配慮する観点からも活動過多にならないように作成する。
- (2) 大会等の前であっても、過度の練習や練習試合を計画せず、心身の健康を保持するために活動時間の上限の範囲内で活動することを徹底する。さらに、一定の時間内で合理的で効率的・効果的な活動となるよう工夫しながら練習に励み、大会に臨めるよう、活動計画を作成する。
- (3) 学校は、休日に大会等で活動した場合に、十分に心身の疲労を回復させるため、活動した時間に応じて、休日を含め適切な休養日を設ける。さらに、部顧問も十分に休養がとれるよう勤務日の振り替えを柔軟に行えるようにする。

#### 5 部活動の休養日の設定

- (1) 休養日の設定を下記のとおりとする。

平日	月曜日
休日(土日祝)	1日以上
1週間合計	2日以上

※ 長期休業中における休養日の設定については、学期中に準じた扱いとする。

※ 一斉休養日は、学校行事や職員会議等の事情があるときは、曜日を変更することができる。

- (2) 校長及び部顧問は、生徒が休日に連続して活動したときは、休日に休養日を振替える。ただし、公式大会において上位大会に進出し、上位大会が直前の1か月以内に控えている場合に限り、生徒が希望し、心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることができる。(上位大会＝県西大会以上)

- (3) 長期休業中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設定する。学校閉庁日（学校に日直を置かず、学校として対外的業務を行わない日）との関連で長期の休養期間（オフシーズン）を設定する。

猿島中学校オフシーズン：令和5年 8月11日（金）～令和5年 8月16日（水）  
：令和5年12月27日（水）～令和6年 1月 4日（木）

- (4) 定期テスト(5教科の中間・期末テスト)までの4日間の休養日とする。
- (5) 学校閉庁日（学校に日直を置かず、学校として対外的業務を行わない日）は、原則、活動は行わない。なお、今年度の学校閉庁日は以下のとおりとする。

8月13日(日)～16日(水), 11月13日(月), 12月27日(水)～1月4日(木)

※事情により特別に実施する場合は、校長の許可・保護者の承諾を必要とする。

## 6 部活動の活動時間並びに下校時刻

(1) 活動時間については、下記のとおりとする。

平日(1日当たり)	2時間以内
休日(1日当たり)	3時間以内
1週間合計	11時間以内

※下校時刻は、活動時間に合わせて設定する。

※活動時間に準備・片付け等の時間は含まない。

(2) 平日の部活動については、帰りの会終了完全下校時刻の15分前までとする。

(3) 休日に大会や練習試合等により、1日の上限を超えて活動を実施した場合、校長及び部顧問は、他の休日に休養日を振替えること。また、祝日が含まれる週や平日の大会参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も週(11時間)の上限の範囲以内となるよう活動時間を調整すること。

(4) 下校時刻は下記のとおりとする。

月	4～7	9①	9②	10①	10②	11	12～1	2①	2②	3①	3②
下校時刻	18:00	18:00	17:45	17:45	17:30	17:15	17:00	17:15	17:30	17:45	18:00
	9①=市内新人前		9②=市内新人後		10①=県西新人前		10②=県西新人後		3①=卒業式前		3②=卒業式後
	2①=学年末テスト前		2②=学年末テスト後		3①=卒業式前		3②=卒業式後				

(4) 下校時刻は、生徒下校時の安全を見守る地域ボランティア団体や保護者との連携のもと、生徒の安全を確保するように設定し、下校時刻15分前には活動を終了し、全ての顧問で下校指導を行う。

(5) 朝の活動は原則として行わない。

(6) 部活動及び陸上練習や駅伝練習など朝の活動を必要とする場合には、校長の許可・保護者の承諾を得て活動期間を明確にして行う。なお、活動時間は生徒の負担を考慮し、始業前30分間(7時15分～7時45分)以内とする。

(7) 部顧問は、下記のものを作成し校長に提出すること。

年間活動計画	平日及び休日における活動日・休養日・大会等
月の活動計画及び実績	活動日時・場所、休養日、大会等

(8) 上記のものは、学校ホームページに掲載し、公表する。

## 7 部活動加入について

(1) 希望制とする。

(2) 猿島中学校部活動・校外クラブ活動・自宅活動のいずれかに所属する。

(3) 校外クラブ活動(活動が無い日)・自宅活動の生徒は、学校部活動の活動時間の間は自宅学習とする。

(4) 野球・柔道・統計部は、令和5年度から募集をしない。

## 8 組織について



【運動部】野球・サッカー・男女バスケットボール・女子バレーボール・女子ソフトボール・男女ソフトテニス・

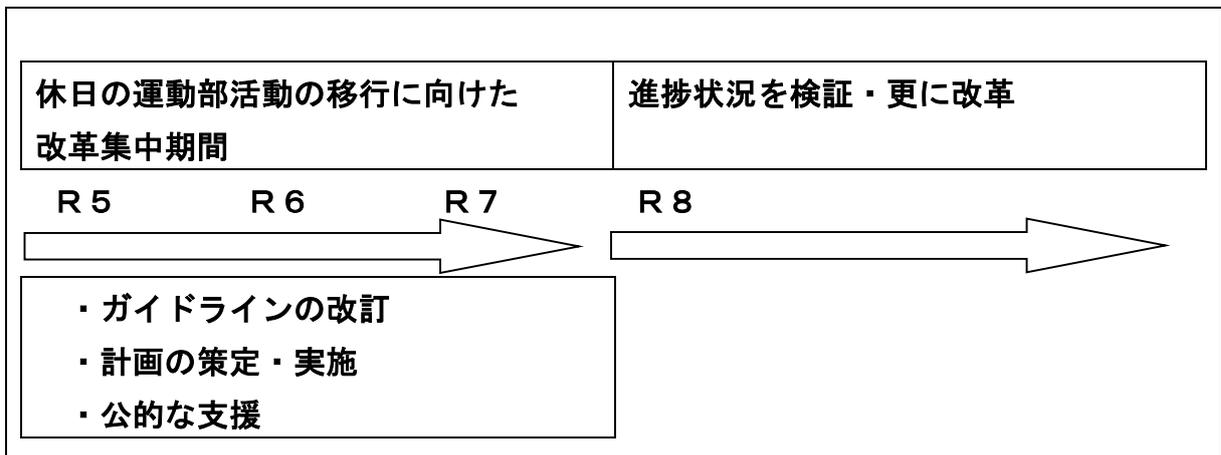
- (1) 男女の明記がない部活動は男女どちらも可。
- (2) 野球・柔道・統計部は、令和6年度から廃部。
- (3) 各部活動とも保護者会を設けることが望ましい。部活動で使用する備品（石灰・融雪剤等）は、保護者会費などの部活動費で購入する。（教頭要相談）

## 9 参加する大会等について

- (1) 参加する大会については、校長の許可を得る。
- (2) 生徒や部の顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会を精査する。
- (3) 顧問の自家用車による引率を行わず、緑色ナンバーのバスを使用する。
- (4) 総合体育大会及び新人体育大会のバスに限り、部活動主任をとおして学校（教頭）が手配する。
- (5) ルール・マナーを守って参加できるように、日ごろから指導すること。
- (6) クラブ活動部員が、休日の授業日に大会のため休む場合は、公欠扱いとする。
- (7) 3年生引退後の部活動の参加について
  - ① 卒業前→担任・学年主任・顧問の許可を得て参加する。
  - ② 卒業後→「練習参加願」を学校長に提出し、参加する。（卒業前に配付する）
- (8) 入学前の小学生の部活動の参加について  
「部活動練習参加願」を猿島中学校長に提出し、参加する。（スポーツ安全協会の保険に加入する）

## 10 地域移行について（新項目）

- (1) 学校において、生徒が個々のニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、  
教員が学習や生活・進路面等で生徒と向き合うなどの本業に専念できる環境を整備するため、令和5年度中に部活動の休日活動を段階的に地域移行できるように努める。
- (2) 令和5年度から令和7年度までを地域移行の改革集中期間とする国の提言や県の運営方針を踏まえ、坂東市では令和7年度末を目安に、休日に部活動指導を行う教員がゼロになることを目指す。



〈付 記〉

- ※ 令和元年度 8 月に名称追加訂正（運動部活動→部活動）
- ※ 令和 3 年度より、コロナ対策等のため市統一の下校時刻の設定。
- ※ 令和 4 年度新入生より、全員加入制から希望制とする。
- ※ 令和 4 年度より、活動部の名称変更：パソコン部→統計部
- ※ 令和 5 年度より、国の提言や県と市の運営方針を踏まえ、大幅改定。